

第18回豊島事業関連施設の撤去等検討会次第

日時 令和5年3月26日（日）10時00分～

I. 開 会

II. 審議・報告事項

1. 第17回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会での決定事項（報告）
 - (1) 豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会に関する令和5年度以降の対応方針
2. 令和4年度に実施あるいは検討する撤去工事等の概況（その3）（報告）
3. 豊島事業関連施設の撤去等の状況（その6）（報告）
4. 豊島事業関連施設の撤去についての第Ⅱ期工事等の完了に関する現地確認（報告）
5. 豊島事業関連施設の撤去についての第Ⅱ期工事等の完了確認（審議）
6. 「豊島事業関連施設の撤去についての第Ⅱ期工事等に関する報告書」の作成と公開（審議）
～ 豊島の高度排水処理施設及び専用栈橋の撤去、遮水機能の解除、処分地の整地関連（地下水の自然浄化対策の実施期間）等 ～

III. 閉 会

第 17 回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会での決定事項

第 17 回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会（R5. 1. 26Web 開催）において審議・了承された事項のうち、撤去検討会に関連する以下の資料について報告する。

第 17 回フォローアップ委員会

- ・ II / 1 （1）豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会に関する令和 5 年度以降の対応方針

豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会に関する令和5年度以降の対応方針

1. 概要

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）の延長期限である令和4年度末までに、処分地全域に渡って地下水の水質を排水基準に到達させ、さらに排水基準の達成の確認をし、併せて高度排水処理施設等の撤去や遮水機能の解除、処分地の整地等を完了させることを目的に、豊島廃棄物等処理施設撤去等事業を実施している。

令和5年度からは、処分地全域での地下水の環境基準の達成を目指し、まずはその到達の確認に向けて地下水モニタリングを行い、その間には処分地の維持管理を適切に行っていく必要があることから、事業名を「豊島処分地維持管理等事業」に変更する。

この令和5年度以降の豊島処分地維持管理等事業に関し、専門家の指導・助言・評価等を受けるため、現在の豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会（以下、フォローアップ委員会という。）の組織や所掌事項等について見直し、第2次豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会（以下、第2次フォローアップ委員会という。）として新設する。

2. 豊島処分地維持管理等事業の主な業務

令和5年度以降は、処分地内の維持管理を行いつつ、自然浄化の状況を確認するため、「処分地全域での地下水における環境基準の到達及び達成の確認マニュアル」（R3.8.19作成）に従い、地下水モニタリングを実施し、結果を基に環境基準の到達及び達成の確認を行う。地下水の環境基準の達成の確認を受けた後は、観測井等の当該事業で使用していた豊島内施設の撤去等を行う。

表1に豊島廃棄物等処理施設撤去等事業と豊島処分地維持管理等事業のそれぞれの内容を比較して示す。なお、ここではフォローアップ委員会と地下水検討会及び撤去等検討会の関連事項を文字色で区分した。

3. フォローアップ委員会からの見直し

令和4年度中には、大規模な地下水浄化対策、役割を終えた豊島内施設の解体撤去及び処分地の整地が完了し、対象となる所掌事項も変わることから、第2次フォローアップ委員会について、以下のとおり、フォローアップ委員会からの見直しを行う。

なお、当該見直しに沿った令和5年度以降の設置要綱の案を別紙に示す。

① 附置検討会

豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会設置要綱（以下、「設置要綱」という）第4条第1項に基づき設置している「豊島処分地地下水・雨水等対策検討会」、「豊島事業関連施設の撤去等検討会」については廃止し、その業務は第2次フォローアップ委員会が引き継ぐ。

なお、現在実施している追加的浄化対策を令和5年度以降も継続する場合は、第2次フォローアップ委員会に、地下水関係の委員等で構成するワーキンググループの設置を検討する。

② 委員構成

今後、地下水浄化の評価及び対応を行うため、第2次フォローアップ委員会においては地下水関係の委員の割合を高める。

③ 年間の開催回数とその時期

年間の開催回数は2回（9月、3月）とし、上期並びに下期の地下水浄化の状況进行评估し、指導・助言・評価等を行う。なお、リバウンド等が発生した場合は、臨時開催とする。

④ 会議の傍聴者

中間処理施設等、直島町に設置された施設の撤去が完了し、事業の実施にあたって直島町に関与いただく事項等がなくなることから、環境のまち・直島推進委員会の委員長及び副委員長並びに直島町の代表者について、会議の傍聴者の規定から削除する。

4. その他

- ・新規の要綱が承認された後、委員の委嘱については規定に従い、知事が行う。
- ・豊島廃棄物等処理施設撤去等事業健康管理委員会については、健康管理の対象となる作業員がいなくなることから令和5年3月末をもって廃止する。

表1 豊島廃棄物等処理施設撤去等事業と豊島処分地維持管理等事業の比較

【豊島廃棄物等処理施設撤去等事業】		【豊島処分地維持管理等事業】
(1) 事業の全体計画及び年度計画の策定及び改訂	→	(1) 事業の全体計画及び年度計画の策定及び改訂
(2) 事業の進捗状況の確認	→	(2) 事業の進捗状況の確認
(3) 豊島処分地の地下水及び雨水の管理と対策等	→	(3) 豊島処分地の地下水モニタリングの実施と結果の評価及び対応等 (4) 豊島処分地の雨水の管理等
(4) 中間処理施設及び豊島内施設の管理並びに施設撤去に係る計画の策定及び実施等（海上並びに陸上輸送の管理を含む）	→	
(5) 豊島処分地の管理	→	(5) 豊島処分地の維持管理（豊島内施設の管理及び撤去等を含む。）
(6) 溶融スラグの品質管理及び溶融スラグを使用したコンクリート構造物の経年変化の確認	→ 終了	
(7) 事業に係る各種の試験、環境計測及び周辺環境モニタリングの実施と結果の評価 うち、(3)の関係、(4)及び(5)の関係	→	(6) 事業に係る各種の試験及び周辺環境モニタリングの実施と結果の評価
(8) 事業の進捗に伴って実施する各種工事の施工計画の策定、管理及び完了確認 うち、(3)の関係、(4)及び(5)の関係	→	
(9) 各種ガイドライン及びマニュアル等の作成及び改訂 うち、(3)の関係、(4)及び(5)の関係	→	(7) 各種ガイドライン及びマニュアル等の作成及び改訂
(10) 異常時等の対応 うち、(3)の関係、(4)及び(5)の関係	→	(8) 異常時等の対応
(11) その他必要な事項 うち、(3)の関係、(4)及び(5)の関係	→	(9) その他必要な事項

(注) 黒字：フォローアップ委員会の関連事項 赤字：豊島処分地地下水・雨水等対策検討会の関連事項、青字：豊島事業関連施設の撤去等検討会の関連事項

第2次豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会設置要綱

(設置)

第1条 豊島処分地維持管理等事業(以下「事業」という。)の実施にあたり、豊島廃棄物等処理施設撤去等事業後の地下水モニタリングの実施と結果の評価及びその対応、雨水の管理並びに豊島処分地の維持管理等、さらに各種の試験、計測及び周辺環境モニタリング等において、指導、助言、評価等を得るため、第2次豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、地下水及び雨水の管理及び対応、豊島内施設の管理並びに豊島処分地の引き渡しにあたっての施設の撤去や整地等に係る計画の策定及び実施、さらに各種の試験、計測、モニタリング等に係わる下記の事項について指導、助言、評価等を行うとともに、必要に応じて豊島廃棄物等管理委員会及び豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会での決定事項の見直しを行い、その結果を知事に報告する。

- (1) 事業の全体計画及び年度計画の策定及び改訂
- (2) 事業の進捗状況の確認
- (3) 豊島処分地の地下水モニタリングの実施と結果の評価及び対応等
- (4) 豊島処分地の雨水の管理等
- (5) 豊島処分地及び処分地内施設の維持管理
- (6) 豊島処分地の引き渡しにあたっての施設の撤去や整地等に係る計画の策定及び実施
- (7) 事業に係る各種の試験及び周辺環境モニタリングの実施と結果の評価
- (8) 各種ガイドライン及びマニュアル等の作成及び改訂
- (9) 異常時等の対応
- (10) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。

第4条 委員会は、第2条各号に掲げる事項のうち必要と認めるものについて指導、助言及び評価等を行わせるために、委員会の内部に検討会(ワーキンググループを含む)を設置できる。

- 2 検討会は、委員又は技術アドバイザーで組織する。
- 3 検討会が、その分掌事務に属する事項について審議を要請したときは、委員会は、当該事項に関する審議を行い、検討会からの要請に応えなければならない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員が互選する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、毎年2回以上開催するものとする。

4 委員長は、必要があると認めるときは、第10条に規定する委員以外の技術アドバイザーに対し、委員会へ出席し、審議、検討に参加するよう求めることができる。

(会議の傍聴)

第7条 調停条項7項の規定に基づき設置する豊島廃棄物処理協議会の会長及び会長代理並びに土庄町豊島の代表者は、委員会の会議を傍聴するとともに、意見を述べることができる。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、原則として公開する。

第9条 委員会の会議において審議のうえ了承された委員会資料並びに議事録については、公開する。

(技術アドバイザー)

第10条 特定の専門分野や急を要する事態への対処等に当たって指導、助言等を得るため、必要と認められる場合に技術アドバイザーを置く。

2 技術アドバイザーは、委員以外で学識経験を有する者のうちから、知事が委員長と協議して委嘱する。

(通知)

第11条 技術アドバイザーへの報告、相談及び技術アドバイザーからの指導、助言等については、速やかにその内容を委員会、土庄町豊島の代表者に通知する。

(守秘義務)

第12条 委員及び技術アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員の報酬等)

第13条 委員及び技術アドバイザーの報酬及び費用弁償は、附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例(昭和32年香川県条例第43号)

別表第1号に規定する香川県産業廃棄物審議会委員の報酬及び費用弁償に準じて、支給する。ただし、特別の事情があるときは、別段の取扱いをすることができる。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、環境森林部廃棄物対策課において処理する。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

令和 4 年度に実施あるいは検討する撤去工事等の概況（その 3）

1. 概要

令和 4 年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等事業のうち撤去検討会所掌分については、第 14 回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会（R4. 4. 15Web 開催）において審議・承認いただき、実施している。以下にこれまでの実施状況を示す。

2. 令和 4 年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等事業（撤去検討会関係）の実施状況

2.1 豊島内関連施設の撤去についての第 II 期工事に関する実施計画の検討

令和 3 年度から豊島内関連施設の撤去に関する第 II 期工事を実施しており、これらの工事について、基本計画書及び／あるいは実施計画書*の審議・了承を経て実際の工事を行う。なお、施設番号は第 17 回撤去検討会 II / 4（別紙 1）に記載のものであり、常にこの施設番号を使用する。

※ 実施計画書のみで対応するのは、県が実施する一般土木工事に対してであり、「豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における一般的な工事の実施にあたっての手続き」（第 11 回フォローアップ委員会（R3. 3. 25Web 開催））で規定されている。

(1) その他施設（⑥-3 豊島専用棧橋）の撤去工事の進捗状況の報告

上記については、第 12 回撤去検討会（R3. 9. 26Web 開催）にて基本計画書を、第 15 回撤去検討会（R4. 3. 11Web 開催）にて実施計画書を審議・了承いただき、撤去・搬出は完了している。現況は II / 3 で報告する。

(2) その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-1 揚水井）及び⑧地下水の観測施設（観測井）の撤去工事

上記については、第 16 回撤去検討会（R4. 8. 5Web 開催）にて基本計画書を、第 26 回地下水検討会（R4. 10. 3Web 開催）にて撤去の時期やその対象を、第 17 回撤去検討会（R4. 10. 9Web 開催）にて実施計画書を審議・了承いただき、撤去・搬出は完了している。現況は II / 3 で報告する。

(3) その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-3 貯留トレンチ、③-4 新貯留トレンチ）、その他施設（⑥-1-1 積替え施設(上部)、⑥-1-2 積替え施設(下部)、⑥-1-3 トラックスケール、⑥-4-2 処分地内道路部(積替え施設周辺)）及び処分地外周からの雨水の集水・排除施設（⑦-2 下流側の排水路）の撤去工事

上記については、第 16 回撤去検討会（R4. 8. 5Web 開催）にて基本計画書を、第 17 回撤去検討会（R4. 10. 9Web 開催）にて実施計画書を審議・了承いただき、撤去・搬出は完了している。現況は II / 3 で報告する。

(4) ⑩処分地の整地関連工事(地下水の自然浄化対策の実施期間)、その他施設（⑥-4-4 導水管呑口部）及び⑪地下水浄化関連の改修工事

上記については、第 16 回撤去検討会（R4. 8. 5Web 開催）にて基本計画書を、第 26 回地下水検討会（R4. 10. 3Web 開催）にて撤去の時期やその対象を、第 17 回撤去検討会（R4. 10. 9Web 開催）にて実施計画書を審議・了承いただき、整地・改修は完了している。現況は II / 3 で報告する。

2.2 第Ⅱ期工事の撤去手順の見直し

上記については、第16回撤去検討会（R4.8.5Web開催）において審議・了承をいただき、見直し後の撤去手順に従い、第Ⅱ期工事を完了した。

2.3 豊島内関連施設（第Ⅱ期工事）の撤去完了の確認

上記については、県の管理期間に必要な施設等を除き全ての施設を撤去し、また、それを踏まえた整地工事が完了したことから、3月16日に松島副座長に現地を確認していただいた。現地での確認状況については、本検討会のⅡ／4で報告する。また、撤去完了の確認については、本検討会のⅡ／5で審議いただく。

2.4 豊島事業関連施設の撤去についての第Ⅱ期工事に関する報告書の作成

上記については、第17回撤去検討会（R4.10.9Web開催）において、目次案が審議・了承され、事務局において素案を作成した。その素案については、本検討会のⅡ／6で審議いただく。

3. 令和4年度の実施状況（令和5年3月26日時点）

実施の工程

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
豊島事業関連施設の撤去等検討会の開催						●		●					●
豊島内関連施設の撤去に関する第Ⅱ期工事		第Ⅱ期工事の実施											
③その他地下水の集水・貯留・送水施設	1揚水井			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施					
	3貯留トレンチ			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施					
	4新貯留トレンチ			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施					
⑥その他の施設	1-1 積替え施設(上部)			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施					
	1-2 積替え施設(下部)等			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施					
	3専用栈橋	撤去工事の実施											
	4-2 処分地内道路部(積替え施設周辺)			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施					
⑦-2 処分地外周からの雨水の集水・排除施設(下流側の排水路)			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施						
⑧-1 地下水の観測施設(観測井)			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施						
⑩処分地の整地関連(地下水の自然浄化対策の実施期間)、⑥-4-4 導水管呑口部及び①地下水浄化関連の改修工事				基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		整地工事の実施					
				基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		改修工事の実施					
第Ⅱ期工事の撤去手順の見直し					審議								
豊島内関連施設(第Ⅱ期工事)の撤去完了の確認													完了確認
豊島事業関連施設の撤去に関する第Ⅱ期工事に関する報告書の作成									報告書の作成				

[参考] 令和4年度の実施状況 (令和4年10月9日時点)

—— 実施の工程 - - - 検討中の工程

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
豊島事業関連施設の撤去等検討会の開催						●		●					仮●
豊島内関連施設の撤去に関する第Ⅱ期工事		第Ⅱ期工事の実施											
③その他地下水の集水・貯留・送水施設	1揚水井			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施					
	3貯留トレンチ			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施					
	4新貯留トレンチ			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施					
⑥その他の施設	1-1 積替え施設(上部)			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施					
	1-2 積替え施設(下部)等			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施					
	3専用栈橋	撤去工事の実施											
	4-2 処分地内道路部(積替え施設周辺)			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施					
⑦-2 処分地外周からの雨水の集水・排除施設(下流側の排水路)				基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施					
⑧地下水の観測施設(観測井)				基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施					
⑩処分地の整地関連(地下水の自然浄化対策の実施期間)、⑥-4-4 導水管呑口部及び⑪地下水浄化関連の改修工事				基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		整地工事の実施 改修工事の実施					
第Ⅱ期工事の撤去手順の見直し					審議								
豊島内関連施設(第Ⅱ期工事)の撤去完了の確認													完了確認
豊島事業関連施設の撤去に関する第Ⅱ期工事に関する報告書の作成											報告書の作成開始		

豊島事業関連施設の撤去等の状況（その6）

1. 概要

今年度実施している撤去工事等の施工状況（表1）について報告する。

なお、施設番号は第17回撤去検討会II/2（別紙1）に記載のものであり、常にこの施設番号を使用する。

表1 豊島内関連施設の撤去に関する第II期工事の概況

施設の役割	施設番号	施設名	実施状況
①処分地内の雨水の集水・貯留・排除施設	①-1	処分地進入路の排水路	完了 (R3. 6. 4～R4. 3. 18)
	①-2	承水路	完了 (R3. 6. 4～R4. 3. 18)
	①-3	承水路下トレンチドレーン	完了 (R3. 6. 4～R4. 3. 18)
	①-4	西井戸	完了 (R3. 9. 1～R4. 9. 30)
	①-5	沈砂池1	完了 (R3. 6. 4～R4. 3. 18)
	①-6	沈砂池2	完了 (R3. 6. 4～R4. 3. 18)
②遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設	②-1	トレンチドレーン	完了 (R3. 11. 4～R4. 4. 20)
	②-2	北揚水井	完了 (R3. 11. 4～R4. 4. 20)
③その他地下水の集水・貯留・送水施設	③-1-1	揚水井（施設番号③-1-2～4を除く）	完了 (R4. 9. 5～R5. 1. 25)
	③-1-2	揚水井 (16-6)	残置し、引き渡し時に撤去
	③-1-3	揚水井 (11-5、11-5)	残置し、引き渡し時に撤去
	③-1-4	揚水井 (30-5、(B+40, 2+30))	完了 (R4. 9. 5～R5. 1. 25) 新設し、引き渡し時に撤去
	③-2	集水井	完了 (R3. 9. 6～R4. 6. 30)
	③-3	貯留トレンチ	完了 (R4. 9. 16～R5. 3. 22)
	③-4	新貯留トレンチ	完了 (R4. 9. 16～R5. 3. 22)
④高度排水処理施設関連施設	④	高度排水処理施設	完了 (R3. 9. 7～R4. 4. 25)
⑤簡易地下水処理施設	⑤-1	加圧浮上装置	完了 (R3. 9. 7～R4. 4. 25)
	⑤-2	凝集膜分離装置	完了 (R3. 9. 7～R4. 4. 25)
	⑤-3	活性炭吸着塔	完了 (R3. 9. 7～R4. 4. 25)
⑥その他の施設	⑥-1-1	積替え施設（上部）	完了 (R4. 9. 21～R4. 11. 25)
	⑥-1-2	積替え施設（下部）	完了 (R4. 9. 9～R5. 3. 10)
	⑥-1-3	トラックスケール	完了 (R4. 9. 9～R5. 3. 10)
	⑥-2	ベルトコンベア	完了 (R3. 12. 10～R4. 3. 14)
	⑥-3	専用栈橋	完了 (R4. 1. 11～R4. 10. 20)
	⑥-4-1	処分地内道路部（高度排水周辺）	完了 (R3. 9. 1～R4. 9. 30)
	⑥-4-2	処分地内道路部（積替え施設周辺）	完了 (R4. 9. 9～R5. 3. 10)
	⑥-4-3	導水管	引き渡し時に撤去
	⑥-4-4	導水管呑口部	完了 (R4. 9. 16～R5. 3. 22) 改修し、引き渡し時に撤去
	⑥-4-5	豊島のこころ資料館横の側溝	残置
⑥-5	ゲート	引き渡し時に撤去	
⑥-6	電柱及び支柱	完了 (R5. 3. 20～R5. 3. 24) *1 改修し、引き渡し時に撤去	
⑦処分地外周からの雨水の集水・排除施設	⑦-1	外周排水路（上流側）	完了 (R3. 6. 4～R4. 2. 28)
	⑦-2	外周排水路（下流側）	完了 (R4. 9. 16～R5. 3. 22)
⑧地下水の観測施設	⑧-1	観測井（施設番号⑧-2を除く）	完了 (R4. 9. 5～R5. 1. 25)
	⑧-2	観測井 (11、30、31、(B+40, 2+30)及びB5)	引き渡し時に撤去
⑨遮水機能の解除関連	⑨	遮水壁	完了 (R3. 11. 4～R4. 4. 20)
⑩処分地の整地関連（地下水の自然浄化対策の実施期間）	⑩	処分地内整地	完了 (R4. 9. 16～R5. 3. 22)
⑪地下水浄化関連	⑪-1	浸透池（区画11）	完了 (R4. 9. 16～R5. 3. 22) *2 残置し、引き渡し時に撤去
	⑪-2	浸透池（区画30）	完了 (R4. 9. 16～R5. 3. 22) *2 改修し、引き渡し時に撤去
	⑪-3	浸透池（D測線西側）	完了 (R4. 9. 16～R5. 3. 22) *2 改修し、引き渡し時に撤去

*1 整地時に支障となり、一時的に撤去した電線類等については、処分地内の維持管理を行う業務で再配置した。

*2 令和5年3月20日に浸透池周辺に柵を設置した。

2. 手続き状況

豊島事業関連施設の撤去等検討会にて実施計画書の審議が終了している各工事の手続き状況^{*}は、表2のとおりである。なお、該当施設の位置等については別紙に示す。

※前回（第17回撤去検討会（R4.10.9Web開催））で、撤去の完了を報告した工事を除く。

表2 実施計画書の審議が終了している各工事の手続き状況等

手続き事項		手続きの内容
		その他施設（⑥-3専用栈橋）の撤去工事
対象施設		専用栈橋
施設番号		⑥-3
撤去等の実施事業者		(株)村上組
工期		R4.1.11～R4.10.20 ^(注1)
手続きの状況	基本計画書の審議	第12回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議済み
	発注仕様書の作成	R3.9 土木工事共通仕様書により発注
	入札公告	R3.11.8
	実施事業者の決定	R4.1.4
	実施計画書の審議	第15回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議済み

(注1) 工期内に撤去工事が完了したため、実作業期間を記載している [工期：R4.1.11～R4.10.31]。

手続き事項		手続きの内容
		その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-1揚水井）及び地下水の観測施設（⑧-1観測井）の撤去工事
撤去等の実施事業者		青葉工業（株）
工期		R4.9.5～R5.1.25 ^(注2)
手続きの状況	基本計画書の審議	第16回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議済み
	発注仕様書の作成	R4.8 土木工事共通仕様書により発注
	入札公告	R4.8.10
	実施事業者の決定	R4.9.1
	実施計画書の審議	第17回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議済み

(注2) 工期内に撤去工事が完了したため、実作業期間を記載している [工期：R4.9.5～R5.1.31]。

手続き事項		手続きの内容
		その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-3貯留トレンチ、③-4新貯留トレンチ）及び処分地外周からの雨水の集水・排除施設（⑦-2下流側の排水路）の撤去工事 ^(注3)
撤去等の実施事業者		(株)田中海事
工期		R4.9.16～R5.3.22 ^(注4)
手続きの状況	基本計画書の審議	第16回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議済み
	発注仕様書の作成	R4.8 土木工事共通仕様書により発注
	入札公告	R4.8.10
	実施事業者の決定	R4.9.12
	実施計画書の審議	第17回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議済み

(注3) 貯留トレンチ等の撤去と隣接する処分地の整地関連工事は、使用する重機が同じで、工程管理を行う上で一体的に施工監理することが効率的と判断したため、一括して発注している。

(注4) 工事の進捗に合わせて工期の見直しを行っている。(処分地内の整地作業等は、令和5年3月10日に完了)

表2 実施計画書の審議が終了している各工事の手続き状況等（続き）

手続き事項		手続きの内容
		その他施設（⑥-1-1 積替え施設（上部））の撤去工事
撤去等の実施事業者		(株)トミウン
工期		R4. 9. 21～R4. 11. 25 ^(注5)
手続きの状況	基本計画書の審議	第16回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議済み
	発注仕様書の作成	R4. 8 建築物解体工事共通仕様書により発注
	入札公告	R4. 8. 10
	実施事業者の決定	R4. 9. 12
	実施計画書の審議	第17回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議済み

(注5) 工期内に撤去工事が完了したため、実作業期間を記載している [工期：R4. 9. 21～R4. 12. 2]。

手続き事項		手続きの内容
		その他施設（⑥-1-2 積替え施設（下部）、⑥-1-3 トラックスケール、⑥-4-2 処分地内道路部（積替え施設周辺））の撤去工事
撤去等の実施事業者		三和運送(有)
工期		R4. 9. 9～R5. 3. 10
手続きの状況	基本計画書の審議	第16回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議済み
	発注仕様書の作成	R4. 8 土木工事共通仕様書により発注
	入札公告	R4. 8. 10
	実施事業者の決定	R4. 9. 1
	実施計画書の審議	第17回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議済み

手続き事項		手続きの内容
		⑩処分地の整地関連工事(地下水の自然浄化対策の実施期間)、その他施設（⑥-4-4 導水管呑口部）及び⑪地下水浄化関連の改修工事 ^(注6)
撤去等の実施事業者		(株)田中海事
工期		R4. 9. 16～R5. 3. 22 ^(注7)
手続きの状況	基本計画書の審議	第16回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議済み
	発注仕様書の作成	R4. 8 土木工事共通仕様書により発注
	入札公告	R4. 8. 10
	実施事業者の決定	R4. 9. 12
	実施計画書の審議	第17回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議済み

(注6) 貯留トレンチ等の撤去と隣接する処分地の整地関連工事は、使用する重機が同じで、工程管理を行う上で一体的に施工監理することが効率的と判断したため、一括して発注している。

(注7) 工事の進捗に合わせて工期の見直しを行っている。(処分地内の整地作業等は、令和5年3月10日に完了)

3. 各工事の施工状況

(1) その他施設（⑥-3 専用棧橋）の撤去工事

令和4年10月20日に撤去工事を完了した。

表3 撤去工事の実施スケジュール（実績 ←→）

内容	施工期間（R4.1～R4.10）									
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
実施計画書等の作成等	←→									
資機材の搬入・準備等				↔						
構造物撤去工										
床版撤去工				←→						
棧橋上部撤去工					↔	↔				
ドルフィン撤去工						↔				
鋼管杭撤去工							←		→	
運搬処理工				←					→	
片付工（書類の整理等）										↔



写真1-1 棧橋の撤去前の状況

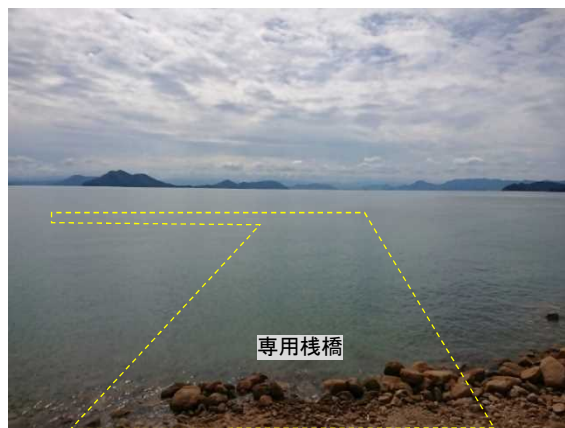


写真1-2 棧橋の撤去後の状況

(2) その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-1 揚水井）及び地下水の観測施設（⑧-1 観測井）の撤去工事

令和5年1月25日に撤去工事を完了した。

表4 撤去工事の実施スケジュール（実績 ←→）

内容	施工期間（R4.9～R5.1）				
	9月	10月	11月	12月	1月
実施計画書等の作成等	←→				
資機材の搬入・準備等		↔			
構造物撤去工					
揚水井		←→			
観測井		←→			
廃プラスチック類等の分別・保管・搬出		←→			
埋戻し工		←→			
揚水井設置工			↔		↔
片付工（書類の整理等）					↔



写真 2 - 1 揚水井の撤去前の状況

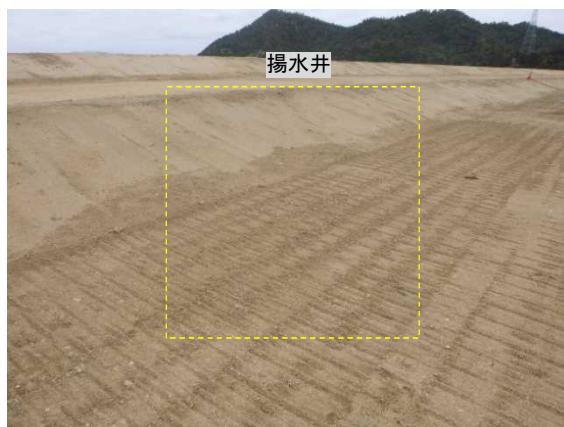


写真 2 - 2 揚水井の撤去後の状況



写真 3 - 1 観測井の撤去前の状況



写真 3 - 2 観測井の撤去後の状況

(3) その他地下水の集水・貯留・送水施設 (③-3 貯留トレンチ、③-4 新貯留トレンチ) 及び処分地外周からの雨水の集水・排除施設 (⑦-2 下流側の排水路) の撤去工事

令和 5 年 3 月 22 日に撤去工事を完了した。(処分地内の整地作業等は、令和 5 年 3 月 10 日に完了。)

表 5 撤去工事の実施スケジュール (実績 ←→)

内容	施工期間 (R4. 9~R5. 3)						
	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
実施計画書等の作成等	←→						
資機材の搬入・準備等		◆					
構造物撤去工							
貯留トレンチ				←→			
新貯留トレンチ			↔				
下流側の排水路		←→					
コンクリート塊等の分別・保管・搬出		←→				→	
改修工							
導水管呑口部						↔	
浸透池		←→					
整地工		←→					→
片付工 (書類の整理等)							↔

※貯留トレンチ等の撤去と隣接する処分地の整地関連工事は、使用する重機が同じで、工程管理を行う上で一体的に施工監理することが効率的と判断したため、一括して発注した。

※下線が本撤去工事の対象



写真4-1 貯留トレンチの撤去前の状況



写真4-2 貯留トレンチの撤去後の状況



写真5-1 新貯留トレンチの撤去前の状況



写真5-2 新貯留トレンチの撤去後の状況



写真6-1 下流側の排水路の撤去前の状況



写真6-2 下流側の排水路の撤去後の状況

(4) その他施設 (⑥-1-1 積替え施設 (上部)) の撤去工事

令和4年11月25日に撤去工事を完了した。

表6 撤去工事の実施スケジュール (実績 ←→)

内容	施工期間 (R4.9~R4.11)		
	9月	10月	11月
実施計画書等の作成等	←→		
資機材の搬入・準備等		◀	
足場設置工		◀▶	
構造物解体・撤去工			
膜材 (テント材)		◀▶	
骨組材 (鉄骨造)			◀▶
金属類等の分別・保管・搬出		←→	
片付工 (書類の整理等)			←→

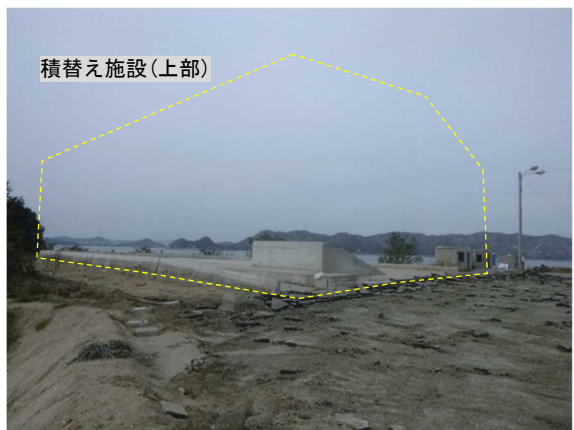


写真7-1 積替え施設(上部)の撤去前の状況

写真7-2 積替え施設(上部)の撤去後の状況

(5) その他施設 (⑥-1-2 積替え施設 (下部)、⑥-1-3 トラックスケール、⑥-4-2 処分地内道路部 (積替え施設周辺)) の撤去工事

令和5年3月10日に撤去工事を完了した。

表7 撤去工事の実施スケジュール (実績 ←→)

内容	施工期間 (R4.9~R5.3)						
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施計画書等の作成等	←→						
資機材の搬入・準備等		◀					
構造物撤去工							
アスファルト舗装撤去工		←→					
路盤材撤去工				←→			
コンクリート構造物撤去工				←→			
トラックスケール撤去工					◀▶		
コンクリート塊等の分別・保管・搬出		←				→	
整地工		←					→
片付工 (書類の整理等)							◀▶



写真 8-1 積替え施設(下部)の撤去前の状況



写真 8-2 積替え施設(下部)の撤去後の状況



写真 9-1 トラックスケールの撤去前の状況



写真 9-2 トラックスケールの撤去後の状況



写真 10-1 処分地内道路部の撤去前の状況



写真 10-2 処分地内道路部の撤去後の状況

(6) ⑩処分地の整地関連工事(地下水の自然浄化対策の実施期間)、その他施設(⑥-4-4 導水管呑口部)及び⑪地下水浄化関連の改修工事

令和5年3月22日に撤去工事を完了した。(処分地内の整地作業等は、令和5年3月10日に完了。)

表8 撤去工事の実施スケジュール(実績 ←→)

内容	施工期間 (R4.9~R5.3)						
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施計画書等の作成等	←→						
資機材の搬入・準備等		◆					
構造物撤去工							
貯留トレンチ				←→			
新貯留トレンチ			↔				
下流側の排水路		←→					
コンクリート塊等の分別・保管・搬出		←→				→	
改修工							
導水管呑口部						↔	
浸透池		←			→		
整地工		←					→
片付工(書類の整理等)							↔

- ※ 本スケジュールは、一括発注した、その他地下水の集水・貯留・送水施設(③-3 貯留トレンチ、③-4 新貯留トレンチ)及び処分地外周からの雨水の集水・排除施設(⑦-2 下流側の排水路)の撤去工事の施工範囲を含めたものである。
- ※ 下線は、本計画書の対象範囲を示す。



写真 11-1 処分地の整地関連工事前の状況(南側から撮影)



写真 11-2 処分地の整地関連工事後の状況(南側から撮影)



写真 12-1 処分地の整地関連工事前の状況（西側から広角撮影）



写真 12-2 処分地の整地関連工事後の状況（西側から広角撮影）



写真 13 導水管呑口部の改修後の状況



写真 14 浸透池（D 側線西側）の改修後の状況

図2 豊島内施設撤去関連施設（第Ⅱ期工事） 平面図（撤去工事前）

施設等の役割	番号	施設等の名称
① 処分地内の雨水の集水・貯留・排除	①-1	処分地進入路の排水路
	①-2	承水路
	①-3	承水路下トレンチドレーン
	①-4	西井戸
	①-5	沈砂池1
	①-6	沈砂池2
② 遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水	②-1	トレンチドレーン
	②-2	北揚水井
③ その地地下水の集水・貯留・送水	③-1-1	揚水井(施設番号③-1-2~4を除く)
	③-1-2	揚水井(⑧-6)
	③-1-3	揚水井(⑩-5, ⑩-5)
	③-1-4	揚水井(⑩-5, (B+40.2+30))
	③-2	集水井
	③-3	貯留トレンチ
	③-4	新貯留トレンチ
	④ 高度排水処理施設関連	④
⑤ 簡易地下水処理	⑤-1	加圧浮上装置
	⑤-2	凝集膜分離装置
	⑤-3	活性炭吸着塔
⑥ その他	⑥-1-1	積替え施設(上部)
	⑥-1-2	積替え施設(下部)
	⑥-1-3	トラックスケール
	⑥-2	ベルトコンベア
	⑥-3	専用機械
	⑥-4-1	処分地内道路部(高度排水周辺)
	⑥-4-2	処分地内道路部(積替え施設周辺)
	⑥-4-3	導水管
	⑥-4-4	導水管呑口部
	⑥-4-5	豊島のこころ資料館横の側溝
	⑥-5	ゲート
⑥-6	電柱及び支柱	
⑦ 処分地外周からの雨水の集水・排除	⑦-1	外周排水路(上流側)
	⑦-2	外周排水路(下流側)
⑧ 地下水の観測	⑧-1	観測井(施設番号⑧-2を除く)
	⑧-2	観測井(⑩、⑩、⑩、(B+40.2+30)及びB5)
⑨ 遮水壁の解除関連	⑨	遮水壁
⑩ 処分地の整地関連	⑩	処分地内整地(地下水の自然浄化対策の整地範囲)
	⑩-1	浸透池(区画11)
	⑩-2	浸透池(区画30)
⑪ 地下水浄化関連	⑪-1	浸透池(区画11)
	⑪-2	浸透池(区画30)
	⑪-3	浸透池(豊島線西側)

※2 ⑥-4-4導水管呑口部、⑪地下水浄化関連(⑪-1~3浸透池)は改修する。

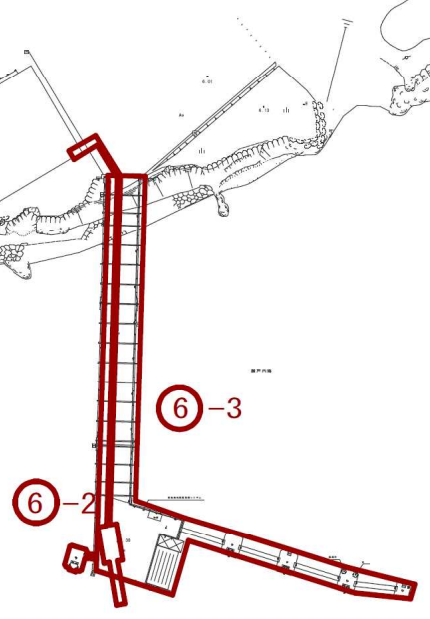
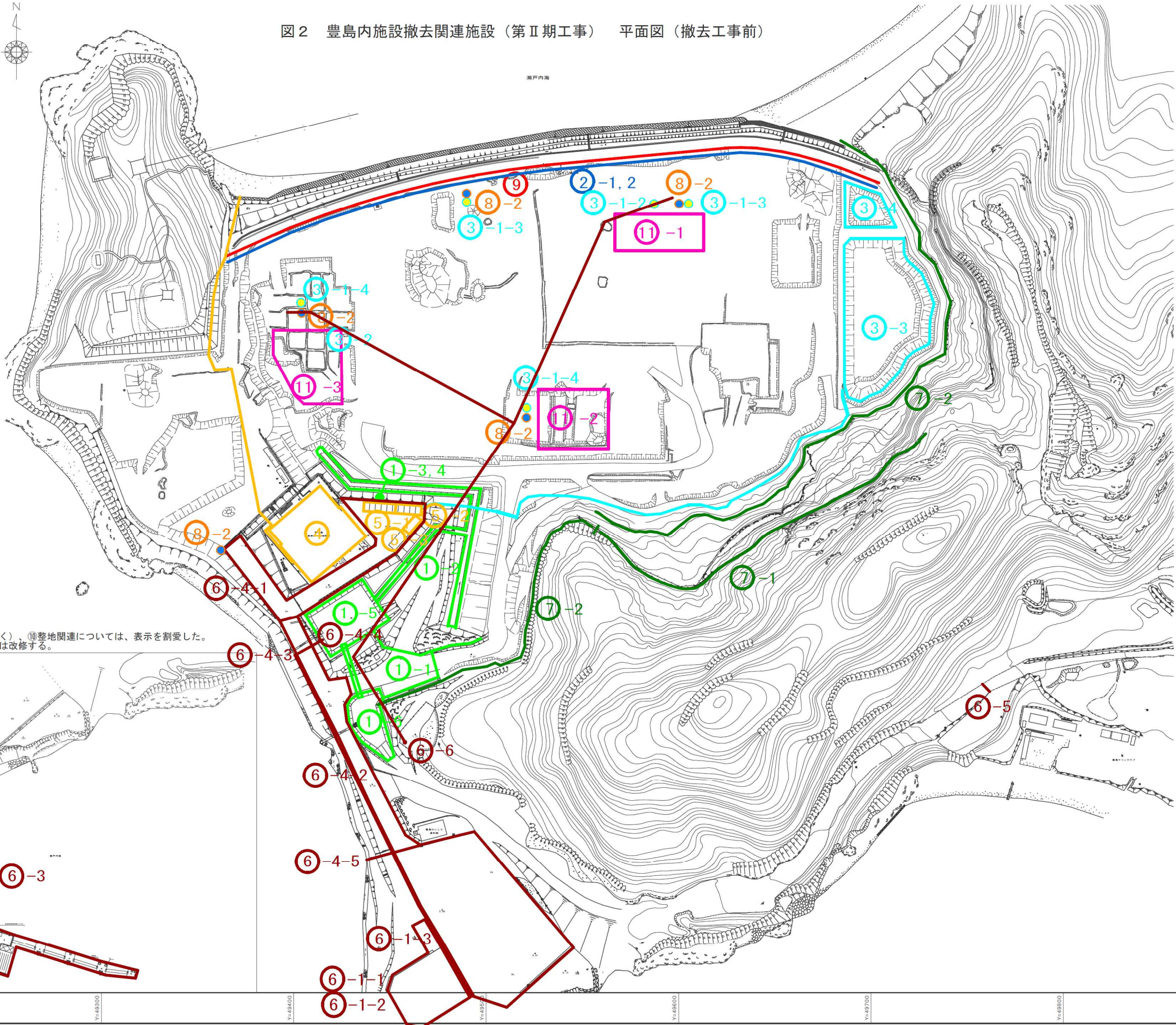
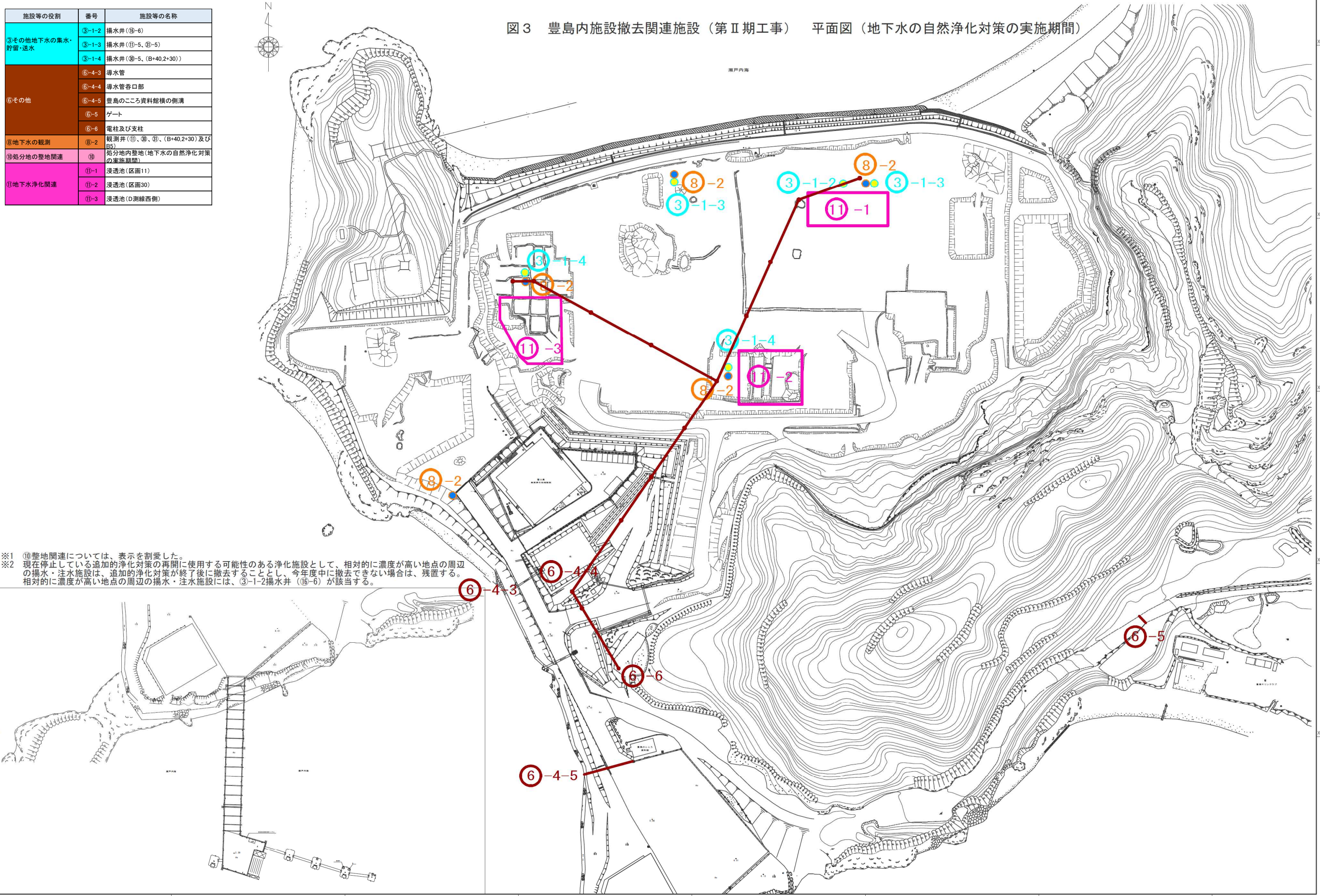


図3 豊島内施設撤去関連施設（第Ⅱ期工事） 平面図（地下水の自然浄化対策の実施期間）

施設等の役割	番号	施設等の名称
③その他地下水の集水・貯留・送水	③-1-2	揚水井(⑩-6)
	③-1-3	揚水井(⑩-5、⑩-5)
	③-1-4	揚水井(⑩-5、(B+40.2+30))
⑥その他	⑥-4-3	導水管
	⑥-4-4	導水管呑口部
	⑥-4-5	豊島のこころ資料館横の側溝
	⑥-5	ゲート
	⑥-6	電柱及び支柱
	⑧地下水の観測	⑧-2
⑩処分地の整地関連	⑩	処分地内整地(地下水の自然浄化対策の実施期間)
⑪地下水浄化関連	⑪-1	浸透池(区画11)
	⑪-2	浸透池(区画30)
	⑪-3	浸透池(D測線西側)

※1 ⑩整地関連については、表示を割愛した。
 ※2 現在停止している追加的浄化対策の再開に使用する可能性のある浄化施設として、相対的に濃度が高い地点の周辺の揚水・注水施設は、追加的浄化対策が終了後に撤去することとし、今年度中に撤去できない場合は、残置する。相対的に濃度が高い地点の周辺の揚水・注水施設には、③-1-2揚水井(⑩-6)が該当する。



豊島事業関連施設の撤去についての第Ⅱ期工事等の完了に関する現地確認

1. 概要

豊島内関連施設（第Ⅱ期工事）については、所定施設等の撤去の完了後、撤去検討会委員の確認を受け、撤去検討会に報告することとしている。

今般、県の管理期間に必要な施設等を除き全ての施設を撤去し、また、それを踏まえた整地工事が完了したことから、松島副座長に現地を確認していただいた。

ここでは、令和 5 年 3 月 16 日に行った、松島副座長の現地確認状況について報告する。

2. 撤去完了に関する現地確認の実施状況

豊島内関連施設（第Ⅱ期工事）の全ての施設の撤去状況を確認するため、事務局並びに豊島住民会議も同行して、現地確認を行った。

現地確認の実施概要を表 1 に、現地確認ルートを図 1 に示す。

表 1 撤去完了の現地確認の実施概要

実施日	R5. 3. 16
場 所	豊島処分地
確認実施者	松島副座長
確認立会	豊島住民会議



図 1 現地確認ルート

現地では、県の管理期間に必要な施設等を除き、全ての施設の撤去が完了していることを確認していただいた。なお、現地では、施設撤去前の状況が確認できないことから、施設設置時の写真を準備し、その背景と現地を照らし合わせることで、施設の撤去が完了していることを確認していただいた。現地確認の状況を写真1～4に示す。なお、撤去等の確認結果については、Ⅱ／5で審議いただく。



写真1 北海岸付近の確認状況



写真2 処分地内（浸透池含む）の確認状況



写真3 西海岸付近の確認状況



写真4 積替え施設付近の確認状況

※ 個別施設の撤去等の確認結果については、Ⅱ／5 写真1～28に示す。

豊島事業関連施設の撤去についての第Ⅱ期工事等の完了確認

1. 概要

豊島内関連施設（第Ⅱ期工事）については、所定施設等の撤去の完了後、撤去検討会委員の確認を受け、撤去検討会に報告することとしている。

資料Ⅱ／4のとおり、松島副座長の現地確認を受けたので、第Ⅱ期工事の実績を報告するとともに、施設の撤去等の完了について審議いただく。

2. 第Ⅱ期工事の実施状況等

工事の実施に当たっては、豊島事業関連施設の撤去等検討会（以下、「撤去検討会」という。）の指導・助言・評価のもとで「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針」、「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本計画」を定めるとともに、各種のガイドライン・マニュアル等を策定し、計画段階から周辺環境の保全や作業の安全に配慮して実施した。また、遮水機能の解除にあたっては、松島副座長を座長とするワーキンググループを組織し、検討結果を撤去検討会に答申し、「遮水機能の解除に係るガイドライン」及び「遮水機能の解除工事マニュアル」の作成につなげた。これに基づき工事は実施され、報告書も取りまとめている。

また、豊島廃棄物等処理関連施設の第Ⅱ期工事に関する撤去手順を定め、各工事間の調整等を行うとともに、撤去等検討会の審議・了承を受けた基本計画書及び実施計画書に従って実施した。

工事の着手後は、実施状況を撤去検討会に報告し、さらに、令和5年3月16日に工事の完了について、資料Ⅱ／4のとおり、松島副座長の現地確認を受けた。

3. 第Ⅱ期工事における撤去対象施設の確認結果

令和5年3月16日に行った、撤去対象施設に関する松島副座長の現地確認の概況を表1～7、確認状況を写真1～14、施設の位置を別紙1に示す。

現地では、施設撤去前の状況が確認できないことから、施設設置時の写真を準備し、その背景と現地の状況を照らし合わせることで、施設の撤去が完了していることを確認していただいた。

(1) ①処分地内の雨水の集水・貯留・排除施設（①-1～6）

表 1 第Ⅱ期工事における撤去対象施設の概況（①-1～6）

施設の役割	施設番号	施設名	実施状況
①処分地内の雨水の集水・貯留・排除施設	①-1	処分地進入路の排水路	完了 (R3.6.4～R4.3.18)
	①-2	承水路	完了 (R3.6.4～R4.3.18)
	①-3	承水路下トレンチドレーン	完了 (R3.6.4～R4.3.18)
	①-4	西井戸	完了 (R3.9.1～R4.9.30)
	①-5	沈砂池 1	完了 (R3.6.4～R4.3.18)
	①-6	沈砂池 2	完了 (R3.6.4～R4.3.18)



撤去前

写真1 ①-1 処分地進入路の排水路の撤去後の確認状況



撤去後 (R5. 3. 16 現地確認)



撤去前

写真2 ①-2 承水路 (①-3 承水路下トレンチドレン含む) 及び①-4 西井戸の撤去後の確認状況



撤去後 (R5. 3. 16 現地確認)



撤去前

写真3 ①-5 沈砂池1の撤去後の確認状況



撤去後 (R5. 3. 16 現地確認)



撤去前



撤去後 (R5. 3. 16 現地確認)

写真 4 ①-6 沈砂池 2 の撤去後の確認状況

(2) ②遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設、⑨遮水機能の解除関連 (②-1, 2、⑨)

表2 第Ⅱ期工事における撤去対象施設の概況 (②-1, 2、⑨)

施設の役割	施設番号	施設名	実施状況
②遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設	②-1	トレンチドレーン	完了 (R3. 11. 4~R4. 4. 20)
	②-2	北揚水井	完了 (R3. 11. 4~R4. 4. 20)
⑨遮水機能の解除関連	⑨	遮水壁	完了 (R3. 11. 4~R4. 4. 20)



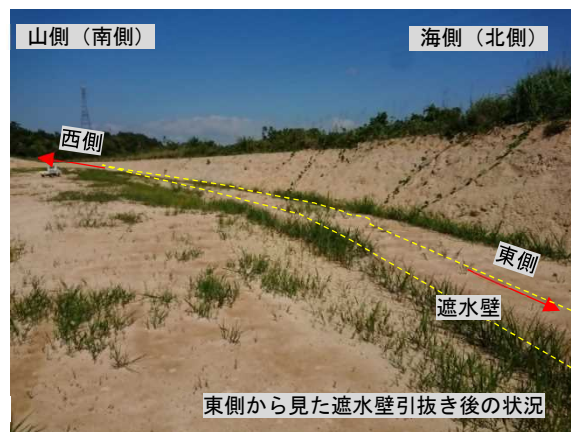
遮水壁付近撤去前 (処分地側 (東向き))



遮水壁付近撤去前 (処分地側 (西向き))



遮水壁引抜き後の状況 (処分地側 (東向き))



遮水壁引抜き後の状況 (処分地側 (西向き))



撤去後 (R5. 3. 16 現地確認) (処分地側 (東向き))



撤去後 (R5. 3. 16 現地確認) (処分地側 (西向き))

写真5 ②-1 トレンチドレーン、②-2 北揚水井、⑨遮水壁 (北海岸土堰堤) 撤去後の確認状況

(3) ③その他地下水の集水・貯留・送水施設 (③-2~4)

表3 第Ⅱ期工事における撤去対象施設の概況 (③-2~4)

施設の役割	施設番号	施設名	実施状況
③その他地下水の集水・貯留・送水施設	③-2	集水井	完了 (R3. 9. 6~R4. 6. 30)
	③-3	貯留トレンチ	完了 (R4. 9. 16~R5. 3. 22)
	③-4	新貯留トレンチ	完了 (R4. 9. 16~R5. 3. 22)



撤去前



撤去後 (R5. 3. 16 現地確認)

写真6 ③-2 集水井の撤去後の確認状況



撤去前



撤去後 (R5. 3. 16 現地確認)

写真7 ③-3 貯留トレンチの撤去後の確認状況



撤去前



撤去後 (R5. 3. 16 現地確認)

写真8 ③-4 新貯留トレンチの撤去後の確認状況

(4) ④高度排水処理施設関連施設、⑤簡易地下水処理施設 (④、⑤-1~3)

表4 第Ⅱ期工事における撤去対象施設の概況 (④、⑤-1~3)

施設の役割	施設番号	施設名	実施状況
④高度排水処理施設関連施設	④	高度排水処理施設	完了 (R3. 9. 7~R4. 4. 25)
	⑤-1	加圧浮上装置	完了 (R3. 9. 7~R4. 4. 25)
⑤簡易地下水処理施設	⑤-2	凝集膜分離装置	完了 (R3. 9. 7~R4. 4. 25)
	⑤-3	活性炭吸着塔	完了 (R3. 9. 7~R4. 4. 25)



撤去前

撤去後 (R5. 3. 16 現地確認)

写真9 ④高度排水処理施設及び⑤簡易地下水処理施設の撤去後の確認状況

(5) ⑥その他の施設 (⑥-1~4)

表5 第Ⅱ期工事における撤去対象施設の概況 (⑥-1~4)

施設の役割	施設番号	施設名	実施状況
⑥その他の施設	⑥-1-1	積替え施設 (上部)	完了 (R4. 9. 21~R4. 11. 25)
	⑥-1-2	積替え施設 (下部)	完了 (R4. 9. 9~R5. 3. 10)
	⑥-1-3	トラックスケール	完了 (R4. 9. 9~R5. 3. 10)
	⑥-2	ベルトコンベア	完了 (R3. 12. 10~R4. 3. 14)
	⑥-3	専用栈橋	完了 (R4. 1. 11~R4. 10. 20)
	⑥-4-1	処分地内道路部 (高度排水周辺)	完了 (R3. 9. 1~R4. 9. 30)
	⑥-4-2	処分地内道路部 (積替え施設周辺)	完了 (R4. 9. 9~R5. 3. 10)



撤去前

撤去後 (R5. 3. 16 現地確認)

写真10 ⑥-1-1, 2 積替え施設 (上下部) 及び⑥-1-3 トラックスケールの撤去後の確認状況



撤去前



撤去後 (R5. 3. 16 現地確認)

写真 11 ⑥-2 ベルトコンベア及び⑥-3 専用棧橋の撤去後の確認状況



撤去前



撤去後 (R5. 3. 16 現地確認)

写真 12 ⑥-4 処分地内道路の撤去後の確認状況

(6) ⑦処分地外周からの雨水の集水・排除施設 (⑦-1, 2)

表 6 第Ⅱ期工事における撤去対象施設の概況 (⑦-1, 2)

施設の役割	施設番号	施設名	実施状況
⑦処分地外周からの雨水の集水・排除施設	⑦-1	外周排水路 (上流側)	完了 (R3. 6. 4~R4. 2. 28)
	⑦-2	外周排水路 (下流側)	完了 (R4. 9. 16~R5. 3. 22)



撤去前



撤去後 (R5. 3. 16 現地確認)

写真 13 ⑦-1, 2 外周排水路 (上流側、下流側) の撤去後の確認状況

(7) ③その他地下水の集水・貯留・送水施設、⑧地下水の観測施設、⑩処分地の整地関連（地下水の自然浄化対策の実施期間）（③-1-1、⑨、⑩）

表7 第Ⅱ期工事における撤去対象施設の概況（③-1-1、⑨、⑩）

施設の役割	施設番号	施設名	実施状況
③その他地下水の集水・貯留・送水施設	③-1-1	揚水井（施設番号③-1-2～4を除く）	完了（R4.9.5～R5.1.25）
⑧地下水の観測施設	⑧-1	観測井（施設番号⑧-2を除く）	完了（R4.9.5～R5.1.25）
⑩処分地の整地関連（地下水の自然浄化対策の実施期間）	⑩	処分地内整地	完了（R4.9.16～R5.3.22）



R5.3.16 現地確認（西側から撮影）



R5.3.16 現地確認（東側から撮影）

写真14 ⑩処分地内整地（③-1-1揚水井、⑧観測井の撤去確認を含む）の状況

4. 令和5年度以降残置する施設の確認状況

令和5年3月16日に行った、松島副座長の現地確認における、令和5年度以降も残置する施設の概況を表8、確認結果等を写真15～24、施設の位置を別紙2に示す。

なお、各浸透池については、現地確認後に転落防止対策として、木杭及びロープにより進入禁止範囲を明示した。また、整地時に支障となり、一時的に撤去した電線路等については、揚水時の電源を確保するため、安全面に配慮して支柱を用いて再設置した。設置後の状況等を写真26及び28に示す。

表8 令和5年度以降残置する施設の概況

施設の役割	施設番号	施設名	備考
③その他地下水の集水・貯留・送水施設	③-1-2	揚水井 (⑩-6)	残置し、引き渡し時に撤去
	③-1-3	揚水井 (⑪-5、⑳-5)	残置し、引き渡し時に撤去
	③-1-4	揚水井 (㉑-5、(B+40, 2+30))	新設し、引き渡し時に撤去
⑥その他の施設	⑥-4-3	導水管	引き渡し時に撤去
	⑥-4-4	導水管呑口部	改修し、引き渡し時に撤去
	⑥-4-5	豊島のころ資料館横の側溝	残置
	⑥-5	ゲート	引き渡し時に撤去
	⑥-6	電柱及び支柱	改修し、引き渡し時に撤去
⑧地下水の観測施設	⑧-2	観測井 (⑪、㉑、㉒、(B+40, 2+30)及びB5)	引き渡し時に撤去
⑪地下水浄化関連	⑪-1	浸透池 (区画11)	残置し、引き渡し時に撤去
	⑪-2	浸透池 (区画30)	改修し、引き渡し時に撤去
	⑪-3	浸透池 (D測線西側)	改修し、引き渡し時に撤去

※排水基準の達成後の地下水浄化に対する基本的対応 (第12回フォローアップ委員会 資料Ⅱ/8)に基づき、リバウンド対策は環境基準の到達以降行わない。

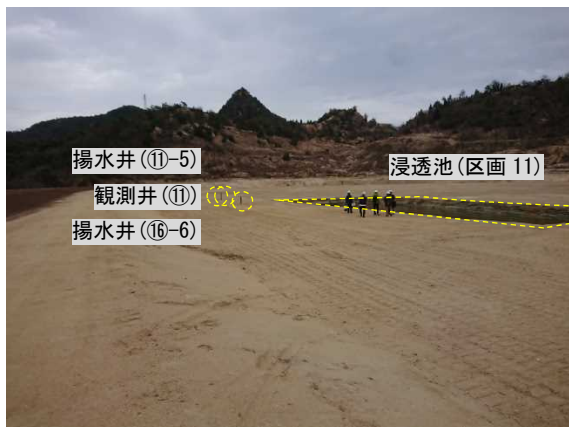


写真15 揚水井及び観測井 (区画11周辺)

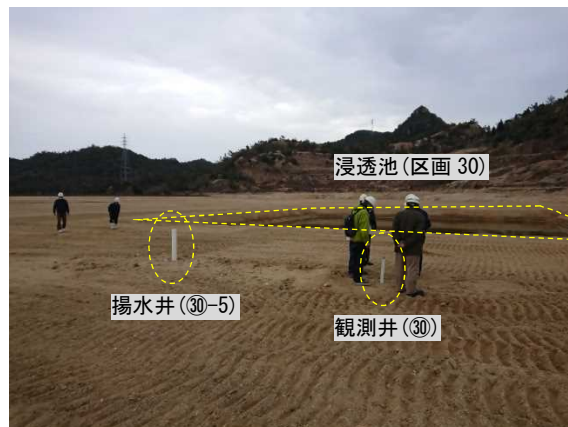


写真16 揚水井及び観測井 (区画30周辺)



写真17 揚水井及び観測井 (区画31周辺)

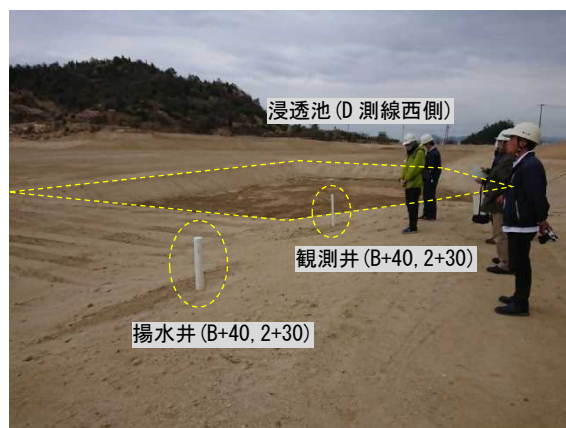


写真18 揚水井及び観測井 (D測線西側周辺)



観測井 (B5)

写真 19 観測井 (B5)



導水管

写真 20 ⑥-4-3 導水管



導水管呑口部

写真 21 ⑥-4-4 導水管呑口部



豊島のこころ資料館横の側溝

写真 22 ⑥-4-5 豊島のこころ資料館横の側溝



ゲート

※令和 5 年 3 月 28 日に腐食していたゲートの鍵を交換した。

写真 23 ⑥-5 ゲート



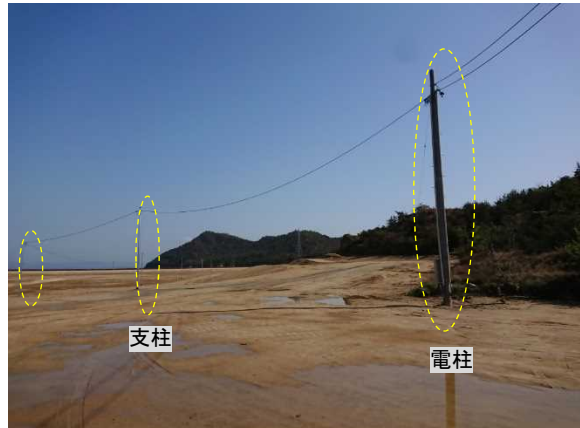
電柱

写真 24 ⑥-6 電柱



木杭及びロープ

写真 25 浸透池 (木杭及びロープの設置状況)



支柱

電柱

写真 26 電柱及び支柱



写真 27 豊島廃棄物等の搬出中の状況（平成 17 年 7 月）

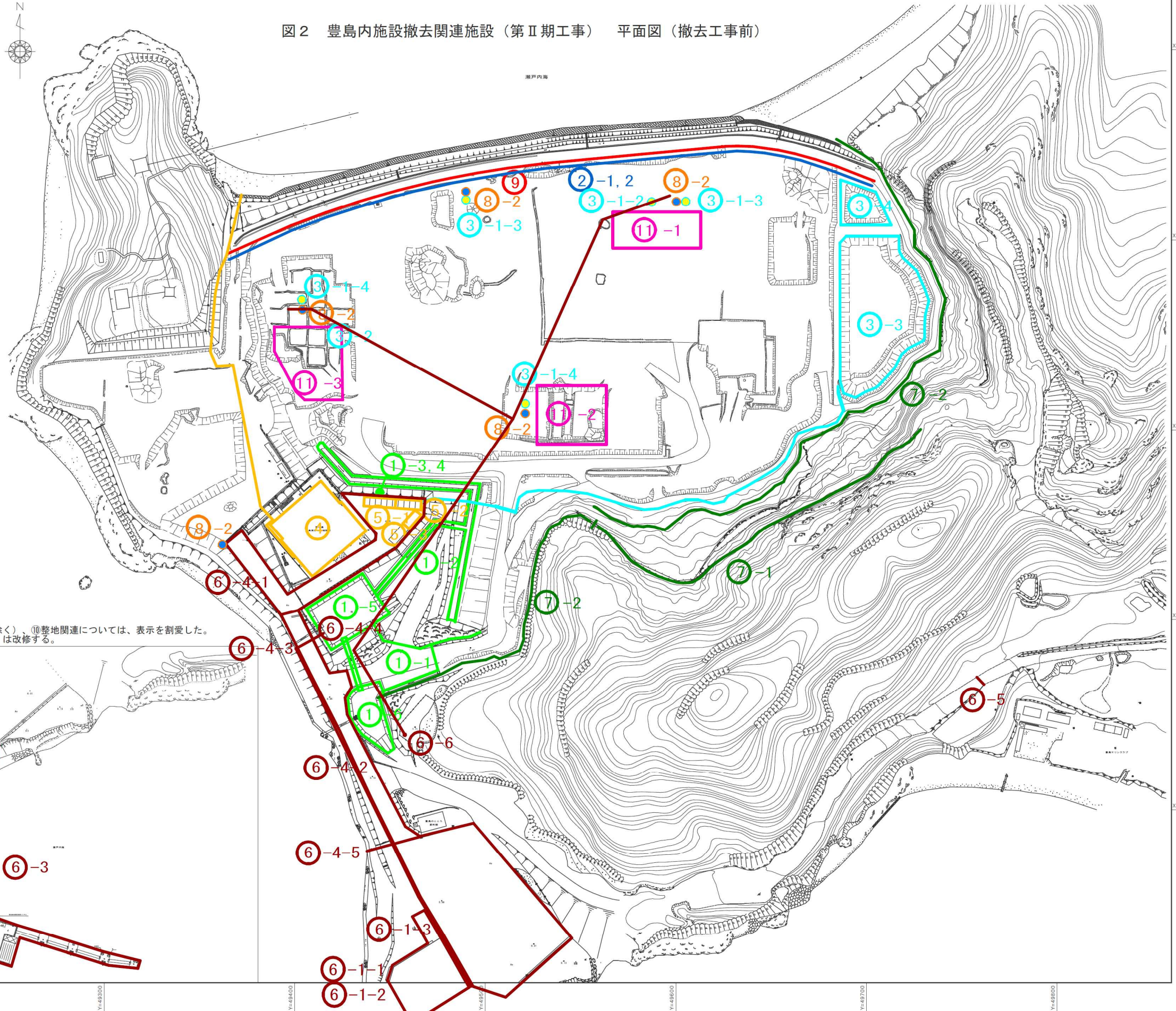


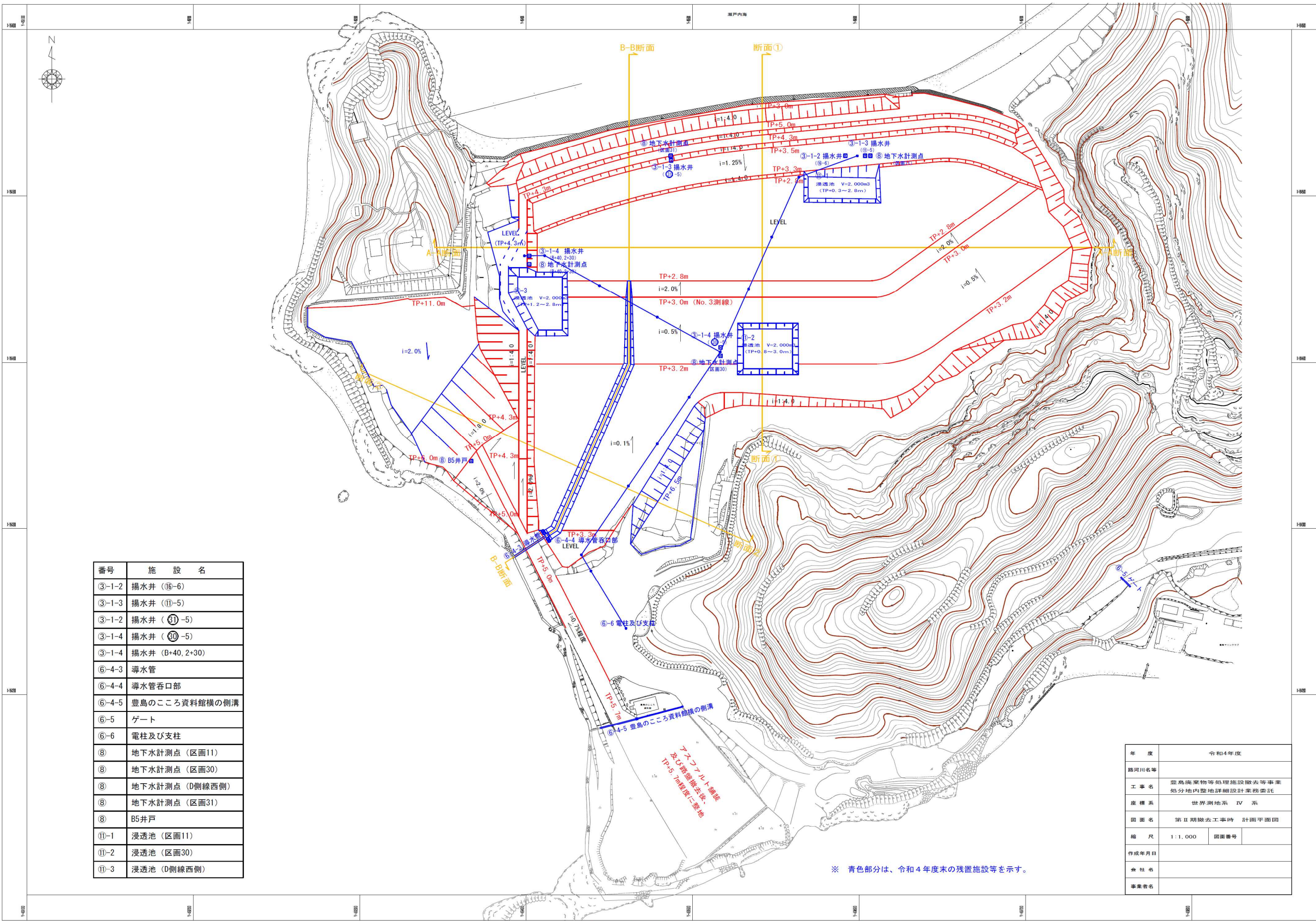
写真 28 整地後の状況（令和 5 年 3 月）

図2 豊島内施設撤去関連施設（第Ⅱ期工事） 平面図（撤去工事前）

施設等の役割	番号	施設等の名称
①処分地内の雨水の集水・貯留・排除	①-1	処分地進入路の排水路
	①-2	承水路
	①-3	承水路下トレンチドレーン
	①-4	西井戸
	①-5	沈砂池1
	①-6	沈砂池2
②通水壁近傍地下水の集水・貯留・送水	②-1	トレンチドレーン
	②-2	北揚水井
③その他地下水の集水・貯留・送水	③-1-1	揚水井(施設番号③-1-2~4を除く)
	③-1-2	揚水井(⑩-6)
	③-1-3	揚水井(⑩-5、⑩-5)
	③-1-4	揚水井(⑩-5、(B+40.2+30))
	③-2	集水井
	③-3	貯留トレンチ
	③-4	新貯留トレンチ
④高度排水処理施設関連	④	高度排水処理施設
⑤簡易地下水処理	⑤-1	加圧浮上装置
	⑤-2	凝集膜分離装置
	⑤-3	活性炭吸着塔
⑥その他	⑥-1-1	積替え施設(上部)
	⑥-1-2	積替え施設(下部)
	⑥-1-3	トラックスケール
	⑥-2	ベルトコンベア
	⑥-3	専用機械
	⑥-4-1	処分地内道路部(高度排水周辺)
	⑥-4-2	処分地内道路部(積替え施設周辺)
	⑥-4-3	導水管
	⑥-4-4	導水管呑口部
	⑥-4-5	豊島のこころ資料館横の側溝
⑥-5	ゲート	
⑥-6	電柱及び支柱	
⑦処分地外周からの雨水の集水・排除	⑦-1	外周排水路(上流側)
	⑦-2	外周排水路(下流側)
⑧地下水の観測	⑧-1	観測井(施設番号⑧-2を除く)
	⑧-2	観測井(⑩、⑩、⑩、(B+40.2+30)及びB5)
⑨遮水機能の解除関連	⑨	遮水壁
⑩処分地の整地関連	⑩	処分地内整地(地下水の自然浄化対策の実施期間)
	⑩-1	浸透池(区画11)
⑪地下水浄化関連	⑪-2	浸透池(区画30)
	⑪-3	浸透池(区画30西側)

※2 ⑥-4-4導水管呑口部、⑪地下水浄化関連(⑪-1~3浸透池)は改修する。





番号	施設名
③-1-2	揚水井 (⑩-6)
③-1-3	揚水井 (⑪-5)
③-1-2	揚水井 (⑫-5)
③-1-4	揚水井 (⑬-5)
③-1-4	揚水井 (B+40.2+30)
⑥-4-3	導水管
⑥-4-4	導水管呑口部
⑥-4-5	豊島のこころ資料館横の側溝
⑥-5	ゲート
⑥-6	電柱及び支柱
⑧	地下水計測点 (区画11)
⑧	地下水計測点 (区画30)
⑧	地下水計測点 (D側線西側)
⑧	地下水計測点 (区画31)
⑧	B5井戸
⑪-1	浸透池 (区画11)
⑪-2	浸透池 (区画30)
⑪-3	浸透池 (D側線西側)

年度	令和4年度	
路河川名等		
工事名	豊島廃棄物等処理施設撤去等事業 処分地内整地詳細設計業務委託	
座標系	世界測地系 IV 系	
図面名	第Ⅱ期撤去工事時 計画平面図	
縮尺	1:1,000	図面番号
作成年月日		
会社名		
事業者名		

図1 第Ⅱ期工事時の整地計画図 (平面図)